

石川県公報

平成 25 年 7 月 3 日 (水曜日)

号 外

(第 56 号)

目 次

人事委員会
○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を
改正する規則

1

人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年七月三日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第九号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則（昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七十六条の十三の見出し中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、同条中「武力攻撃災害等派遣手当」の下に「及び条例第二十一条の五の三に規定する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

